

必ず儲かると言われたのに…

仮想通貨に関するトラブルに注意!

インターネットを通して取引される「仮想通貨」^{※1}に関するトラブルが増加しています。特に、知人などから「必ず儲かる」「値上がりする」と勧誘され、仮想通貨について十分理解しないまま高額な契約をしてしまい、トラブルとなるケースが目立っています。💸

契約時には、その仕組みやリスク、契約内容を十分確認するようにしましょう!

相談事例

- ◆ 知人から「必ず値上がりする。」と勧められて仮想通貨を購入したが、説明されたとおりに取引しても全く儲からない。支払ったお金を取り戻したい。
- ◆ 高齢の父が「数年後に数十倍に値上がりする。」と事業者で電話で勧誘され、高額なお金を支払って仮想通貨を購入した。インターネットも利用しておらず、仮想通貨の仕組みを理解していないので解約させたいが、業者と連絡が取れなくなってしまった。

【あいち暮らしWEB】
キャラクター ビッピ

アドバイス

- 「必ず儲かる」「値上がりする」という言葉をうのみにせず、仮想通貨の仕組みやリスクが理解できなければ契約しないようにしましょう。
- 契約先が仮想通貨交換業の登録業者であるかどうかを確認しましょう。^{※2}
- トラブルにあたり、不審な点があった場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

※1 仮想通貨とは、インターネット上で自由にやりとりされ、通貨のような機能を持つ電子データのことをいう。支払・資金決済ツールとして利用される機会が増えてきたが、円やドル等の法定通貨ではない。

※2 国内で仮想通貨と法定通貨との交換サービスを行うためには、仮想通貨交換業の登録が必要となる。登録業者は金融庁のウェブサイトでご確認ください。

金融庁 仮想通貨 検索

「法務省管轄支局 消費者訴訟告知センター」等からのハガキによる不当請求は無視!

平成29年4月以降、ハガキによる不当請求を行う悪質な事業者に関する相談が増加しています。

! 「法務省管轄支局 消費者訴訟告知センター」等と名乗る機関からハガキが届いても、ハガキに書かれている**電話番号には絶対に連絡をせず、無視**しましょう。連絡をすると、個人情報聞き出されたり、金銭等の支払いを請求されたりすることがあります。

! 対応に困った場合は、お早めに県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口へ相談しましょう。

平成29年度に愛知県が悪質事業者として公表を行った事業者

※平成30年1月末現在
()内は公表月

- 民事訴訟管理センター(5月)
- 法務省管轄支局 民事訴訟管理センター(7月)
- 法務省管轄支局 国民訴訟通達センター(11月)
- 法務省管轄支局 国民訴訟告知管理センター(12月)
- 法務省管轄支局 民事訴訟告知センター(12月)
- 法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター(1月)
- 法務省管轄支局 消費者訴訟告知センター(1月)

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(ワ)285 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年1月18日

法務省管轄支局 消費者訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関3丁目2番10号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-0000-xxxx
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

(不当請求ハガキの例)

【県民生活部県民生活課】

コノハけいぶ



息子だけじゃない!

オレオレ詐欺にご注意!!



主な手口
その1

オレオレ詐欺には、息子、娘、孫など親族をかたって、「会社の大事なお金が入ったカバンを無くした。」「会社のお金で株をやったら損をした。」などと電話をして現金をだまし取る手口や、家電量販店や警察官などをかたって、「あなたのカードが使われている。」「あなたのカードが偽造されている。」などと電話をして、暗証番号を聞き出した上でキャッシュカードをだまし取る手口があります。



主な手口
その2

現金をだまし取る手口では、犯人が直接現金を受け取りに来るケースが大半ですが、現金をコンビニエンスストア等から宅配便で送らせるケースもあります。

だまされないために

- 電話でお金のお話をされたら、一旦電話を切って自分で電話番号を調べて確認する(電話で伝えられた電話番号には電話しない)。
- 他人にキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えない。
- 宅配便で現金を送らない。
(現金は書留の郵便物としなければ、送付することはできません)

全件通報
にご協力を

県警では、特殊詐欺の被害を防止するため、各金融機関に対し、ご高齢のお客様が高額の出金をされる際、職員によるお声掛け、警察への通報をお願いしています。

窓口等で声をかけられた場合は、県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

大切なあなたのお金を守るため

全件通報

にご協力をお願いします

警察では、特殊詐欺被害防止のため、各金融機関に対し、ご高齢のお客さまが高額の出金をされる際、職員によるお声掛け、警察への通報をお願いしています。

STOP! 特殊詐欺 認知率アップ



【警察本部生活安全総務課】

警察相談専用電話「#9110」にご相談ください!

宴会時の食べ残しを減らす「3010運動」を実践しましょう!!



宴会の際に料理を食べ残したことはありませんか？
 農林水産省の調査では、宴会時に約7皿に1皿(14.2%)が食べ残しとして廃棄されており、これは食堂やレストランでの食べ残し(3.6%)の約4倍の量です。(平成27年度食品ロス統計調査)
 こうした宴会時の食べ残しを減らすため、宴会の最初の30分と最後の10分にみんなで食べる時間を設けて食べ残しを減らす

さんまるいちまる
「3010運動」を実践しましょう!

これから、歓送迎会など宴会が多くなるシーズンです。

一人ひとりが「もったいない」を意識して、楽しく美味しい宴会にしましょう。



きれいに食べると
それはきっと
誰かにやさしい。

食べものに、もったいないを、もういちど。
3010運動

宴会における食べ残しを減らすため
最初の30分 | 最後の10分
みんなで食べる時間を設けよう。

日本における食品ロスは年間約21万トン
環境部

【3010運動啓発ポスター】

【環境部資源循環推進課】

実践しよう!
3010運動

- ① 乾杯後の**30分**は食事を楽しみましょう!
- ② 宴会なかばは、おしゃべりや出し物でエンジョイ!
- ③ お開き前の**10分**は、料理を食べきる!

ノロウイルスによる食中毒を予防しましょう!

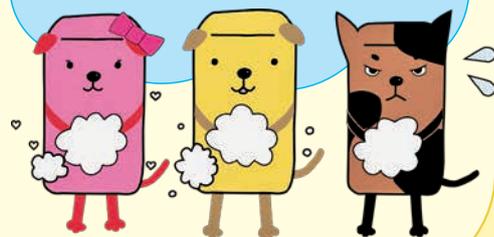
冬はノロウイルスによる食中毒が多く発生するため注意が必要です。
 元々はウイルスに汚染されていない食品でも、人の手を介してウイルスが食品に付着し、その食品を食べることによって食中毒を引き起こすことがあります。

体の中に入ったウイルスは腸で増えて、おう吐、下痢、腹痛などの症状を起こします。

ノロウイルスによる食中毒を予防するためには、特にトイレの後、調理の前、食事の前にせっけんでしっかり手を洗いましょう。

また、二枚貝はノロウイルスに汚染されていることがありますので抵抗力の弱いお年寄りやお子さんは、中心部までしっかり加熱して食べることをおすすめします。

しっかり手を洗って
ノロウイルスによる
食中毒を予防しよう!



【健康福祉部保健医療局生活衛生課】

ガスを使うときには、必ず“換気”をしましょう!

閉め切った部屋でガス機器を使い続けると、不完全燃焼により一酸化炭素が発生します。一酸化炭素中毒事故を起こさないために、ガス機器を使う時は換気扇を回したり、こまめに窓を開けるなど、必ず換気をしましょう。

○一酸化炭素中毒(CO中毒)とは、ガスの不完全燃焼によって生じる無色・無臭の有毒な気体(一酸化炭素)を吸って起こる中毒です。重症になると死に至ることもあります。

【防災局消防保安課】



地域で高齢者を消費者被害から守るための見守りネットワークづくりを応援します!



高齢者を消費者被害から守るためには、高齢者本人が消費生活センター等に相談することを待っているだけでは、十分でなく、高齢者の周りにいる人が、高齢者の消費生活上の安全に気を配り、異変に気がついた場合には、消費生活センター等の機関に適切につなぐなど、高齢者を地域で見守る体制づくりが必要です。県では、今年度、消費者安全法の消費者安全確保地域協議会(平成28年10月設置)を開催し、消費者団体を始め、医療・福祉団体、事業者団体、司法・警察などの構成員の皆さんと情報交換や協議等を行うとともに、見守りの気運を高めるためのシンポジウムを開催しました。今後も協議会やシンポジウム等を通じて、市町村における地域ネットワークづくりを支援してまいります。

協議会

8月に、高齢者の消費者被害の現状、構成団体による見守りの活動状況について報告後、各団体間の連携の必要性について意見交換しました。また、1月には、他県の市の先行事例紹介、県内の市の取組報告を行っていただき、今後の市町村の地域ネットワークづくりの参考とさせていただきます。



シンポジウム

基調講演、パネルディスカッションを通じて、高齢者の消費者被害の現状や、地域ネットワークの必要性について、県民の皆様と一緒に考える機会としました(10月)。



(地域の見守りネットワークシンポジウム) in 愛知 2017

困った時は 早めに相談しましょう。

消費者ホットライン

い や や!
☎188



県	愛知県消費生活総合センター (052)962-0999	西三河消費生活相談室 (0564)27-0999
	※西三河消費生活相談室における相談業務は平成30年3月末で終了し、4月以降は、「愛知県消費生活総合センター」に集約します。	
市町村	名古屋市消費生活センター (052)222-9671	稲沢市消費生活センター (0587)32-2594
	岡崎市消費生活センター (0564)23-6459	東海市消費生活センター (052)603-2211
	一宮市消費生活相談窓口 (0586)71-2185	大府市消費生活センター (0562)45-4538
	瀬戸市消費生活センター (0561)88-2679	知多市消費生活センター (0562)36-2688
	知多半田消費生活センター (0569)32-2444 (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	知立市消費生活センター (0566)95-0195
	春日井市消費生活センター(市民活動推進課) (0568)85-6616	尾張旭市消費生活センター (0561)53-2111
	海部地域消費生活センター (0567)23-0150 (津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)	岩倉市消費生活センター (0587)37-7867
	碧南市消費生活センター (0566)41-3311	豊明市消費生活センター (0562)85-3712
	刈谷市消費生活センター (0566)91-1195	日進・東郷消費生活センター (0561)56-0039
	豊田消費生活センター (0565)33-0999	清須市消費生活センター (052)325-5151
	安城市消費生活センター (0566)71-2235	北名古屋市消費生活センター (0568)22-1111
	西尾市消費生活センター (0563)65-2161	みよし市消費生活センター (0561)32-8015
	犬山市消費生活センター (0568)44-0398	扶桑町消費生活センター (0587)93-1111
	常滑市消費生活センター (0569)47-6116	東三河消費生活総合センター (0532)51-2305
	江南市消費生活センター (0587)53-0505	・東三河消費生活豊川センター (0533)89-2238
小牧市消費生活センター (0568)76-1119	・東三河消費生活蒲郡センター (0533)66-1204	
	・東三河消費生活田原センター (0531)23-3818	
	・東三河消費生活新城センター (0536)23-6260	

平成30年2月1日現在

危険です!ながらスマホ

発行/愛知県県民生活部県民生活課 〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603

*「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。

・発行月/平成30年2月